

# 児童扶養手当制度の拡充・ ひとり親家庭等医療 所得制限限度額の 引上げについて

☎ 子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

令和6年11月分（令和7年1月支払い）から児童扶養手当の第3子以降の加算額が拡充され、所得制限限度額が引き上げられます。

## ●第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ

第3子以降の児童に係る児童扶養手当の加算額が引き上がり、第2子と同様の加算額（月額10,750～5,380円）になります。

### 加算額

令和6年10月分まで	令和6年11月分から
月額6,450～3,230円	月額10,750～5,380円

## ●受給者本人の所得制限限度額の引き上げ

受給資格者本人の所得により全部または一部の額が支給停止であった方は、支給額が上がる場合があります。

### 所得制限限度額（新が令和6年11月から）

扶養親族 などの数	請求者（受給者）				配偶者及び 扶養義務者※
	全部支給		一部支給		
	旧	新	旧	新	
0人	49万円未満	<b>69万円未満</b>	192万円未満	<b>208万円未満</b>	236万円未満
1人	87万円未満	<b>107万円未満</b>	230万円未満	<b>246万円未満</b>	274万円未満
2人	125万円未満	<b>145万円未満</b>	268万円未満	<b>284万円未満</b>	312万円未満

※配偶者、扶養義務者の所得制限限度額に変更はありません

児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げに伴い、ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限限度額が一部支給の所得制限限度額未満まで引き上げになります。

令和7年1月から12月分の医療費助成制度に適用されます（令和5年1月から12月までの所得（令和6年度課税分）からの適用となります）。

☎ 子育て健康課 子育て支援係  
☎(84)5544

令和7年4月から新たに学童保育入室を希望される方の申し込みを受け付けます。

### ●申込書の配布

12月2日（月）より、子育て健康課窓口で配布します。

※土曜・日曜・祝日を除く  
※町公式サイトからもダウンロード可能

### ●受付期間

12月16日（月）～1月10日（金）の午前8時30分～

午後5時15分

※土曜・日曜・祝日を除く

### ●受付場所

子育て健康課窓口

※郵送可

### ●対象者

就労などで昼間留守家庭の保護者の方

令和7年度学童保育  
『入室申し込み』を  
開始します



詳細はこちら